

青森大学学術研究会会則

(名称)

第1条 本会は青森大学学術研究会と称する。

(事務局)

第2条 本会は事務局を青森大学内におく。

(目的)

第3条 本会は学術研究ならびに地域住民の生活に関する調査・研究を行い、あわせて会員相互の協力と親睦をはかる。

(事業)

第4条 本会は前条の目的達成のために、次の事業を行う。

1. 研究会、講演会の開催
2. 研究紀要、その他の刊行
3. 共同調査、研究の実施
4. その他本会の目的に合致する事業

(会員)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

1. 正会員 青森大学の教員
2. 学生会員 青森大学の在学生
3. 賛助会員 青森大学の卒業生および本会員になることを希望する青森県在住者で、現会員の紹介により役員会の承認を得た者

II 会員は機関誌の配布をうける。

(評議員総会)

第6条 総会は評議員をもって毎年1回これを開き、事業および決算報告、事業計画および予算の決定、役員を選出を行う。

II 評議員は青森大学の専任教員および学生とする。

III 評議員総会は評議員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(役員)

第7条 本会に会長、副会長、役員を置く。

II 会長は、青森大学学長とする。

III 副会長は、青森大学全学部の学部長とする。

IV 役員は、評議員中より、事務局長、事務局次長、会計、会計監査、編集、教員研究会、学生研究会担当の各委員を互選する。

V 役員は任期は一年とする。但し、再任をさまたげない。

(役員会)

第8条 本会の運営は役員会がこれにあたる。

II 議長は会長がこれにあたり、議長がその任を果たせないときは副会長がこれにあたる。

(財務)

第9条 本会の経費は会費と寄付金、その他よりなる。

II 経費の処理は役員会の決議にもとづいてこれを行う。

III 会費徴収事務は青森大学に委託する。

IV 会費は役員会の定めによる。

V 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

(改正)

第10条 本会の会則を改正するには、役員会の提案により評議員総会において3分の2以上の賛成を得なければならない。

附 則

本会則は昭和53年7月7日より施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年8月1日より施行する。

附 則

この会則は、令和4年6月22日より施行する。